

【ゴルフスクール 伊勢丹スイングの会則】

株式会社 伊勢丹スイング

第1条（名称）

「ゴルフスクール伊勢丹スイング」は、東京都新宿区新宿 3 丁目 14 番 1 号所在の株式会社伊勢丹スイング（以下「スクール」といいます。）が運営します。

第2条（目的）

スクールは、会員（本会則第3条所定の手続きを経て入会された方をいいます。以下同じです。）がゴルフを楽しみながら上達することを通じて、より豊かで楽しい生活をつくることと会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（入会）

1. 本会則に同意し、別途定める入会事務手数料を添えて、所定の入会申込書を提出し、スクールが認めたときに入会できます。入会時にお支払いいただく入会事務手数料（別途スクールが定めております。）は返金いたしません。
2. 入会時にはスクールが別途定めるレッスンメニューから必ず 1 つ以上選択して受講することとします。
3. 未成年者の入会には、親権者の同意が必要です。親権者は、自らがスクールの会員か否かにかかわらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

第4条（会員証）

会員には会員証を発行します。スクール利用に際しては必ず会員証を提示してください。

会員証は他の人への貸与、譲渡、名義変更はできません。

会員証は退会時に返却してください。会員証の紛失、破損の場合には申し出てください。

所定の手続きにより有償にて再発行します。その場合、旧会員証は無効となります。

第5条（期間と更新）

1. 会員としての期間は、入会時より翌年 3 月 31 日までとします。
2. 会員は、毎年 3 月までに所定の更新手続きを行うことにより更新ができます。更新料は無料です。

第6条（諸手続き）

1. 会員は、入会申込書その他の書類に記載しスクールに届け出た内容が正確であることを保証し、入会申込書等に記入した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。
2. スクールより会員への連絡は、会員より届出のあった連絡先に宛てた通知をもってこれを行ったものとします。書類の誤記、会員の届出不備（変更の届出未了）等、会員の責めに帰すべき事由によりスクールからの通知が延着または未着の場合、通常到達すべきときに会員に到達したものとします。

第7条（休会）

会員は、1ヶ月以上利用しない場合は、所定の期日までに所定の休会届を提出してください。会員が、事前にレッスンの料金の支払いを行わない場合は、休会となります。

スクールより休会者に必要な連絡がある場合には、スクールに届出済の連絡先に連絡します。休会の前後にかかわらず、連絡先の変更の際は必ず連絡してください。

第8条（退会）

会員は、当該月の末日までに所定の退会届を提出することにより退会することができます。会員が、第5条第2項の更新手続きを行わない場合は、退会となります。

第9条（施設の利用、料金）

会員が利用することのできる施設・備品・サービスの内容、料金等はスクールが別途定め、会員に案内します。

会員は、事前に利用料金を納入した上で、レッスンの受講やイベント等への参加をすることができます。スクールがレッスンやイベント等を実施できない場合を除いて、納入された料金の返金やレッスン等の振替はできません。

第10条（施設の利用制限・禁止等）

1. 会員は第9条に定める施設・備品・サービス（レッスン等）の利用中に、会員の故意または重大な過失によりスクール、他の会員、第三者に損害が発生した場合、会員は当該損害を賠償する責任を負います。
2. 施設内の録音・撮影は、事前にスクールの許可を得た場合を除き禁止します。
3. 利用に際しては、次の事項に留意してください。
 - ① 係員の指示に従い、安全に気を付けて利用すること。
 - ② 全員が気持ち良く利用できるように心掛けること。
 - ③ 体調は会員が自己の責任をもって管理すること。

第11条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合には会員資格を喪失します。なお、この場合、既に納入された料金の返金はできません。

- (1) 第8条により、所定の退会届を提出した場合。
- (2) 3月31日までに、更新の申込書を提出しない場合。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、その関係者であることが判明した場合。
- (4) 第12条により除名された場合。

第12条（会員の除名）

スクールは、会員が次の各項のいずれかに該当した場合は除名することができます。

- (1) 料金を滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。
- (2) 入会手続等に際して虚偽の申請をした場合。

- (3) 会員証を第三者に使用させるなどの不正を行った場合。
- (4) 本施設内で営利行為を行った場合。
- (5) スクールの施設・備品等に故意に損害を与えた場合。
- (6) スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (7) スクールの名誉、信用を傷つけた場合。
- (8) 当該会員の言動について、他の会員に迷惑が及ぶとスクールが判断した場合。
- (9) ハラスメント行為、暴言、威嚇、身体的もしくは精神的な暴力をインストラクター、スタッフまたは他の会員に行った場合。
- (10) 本会則に反する行為があった場合。
- (11) 上記各号に準ずる行為があった場合。

第 13 条（施設利用の停止）

スクールが施設の全部又は一部の利用を停止する場合は、2ヵ月前までに施設内に掲示をして予告いたします（休会届を提出された会員へは届出済みの連絡先に連絡します）。但し、感染症流行や災害発生、社会情勢の著しい変化などやむを得ない事由が発生した場合、予告なしに施設の全部又は一部の利用を停止、制限することがあります。これらの場合、会員は、補償その他の請求、異議申し立てをすることができません。

なお、施設の全部又は一部の利用を停止があった場合、会員が既に支払っている利用料金のうち、スクールが提供すべきレッスン等の未履行の部分に相当する金額については会員に払い戻します。

第 14 条（会則の改定）

スクールは、その必要に応じ、①会員の一般の利益に適合する範囲、又は②本会則の目的に反せず合理的な範囲で、本会則やスクールが別途定めるサービス等の内容、料金等を変更できるものとします。これらの変更を行う場合、スクールは、変更後の本会則等の内容及びその効力発生時期を、施設内またはスクールホームページへの掲載、各会員への電子メール等による通知その他適切な方法により事前に周知することとし、変更後の本会則等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第 15 条（会員の個人情報の取り扱い）

1. スクールは、入会申込時および変更手続時に取得しましたはその他の方法で取得した会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、当該会員を識別できるもの、および、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、当該会員を識別できるもの、以下「個人情報」といいます）を、三越伊勢丹グループのプライバシーポリシーに則り、次項以下の通り適正に取扱います。
 2. スクールは、会員から取得した個人情報を、以下の目的で利用します。
 - (1) スクールの運営管理、レッスンの提供、緊急時対応
 - (2) スクールまたは三越伊勢丹グループ各社が提供する商品・サービス、イベント、キャンペーン等の案内・提供
 - (3) サービス向上のための統計分析およびマーケティング活動

3. 会員は、上記目的の範囲内において、スクールおよび三越伊勢丹グループ各社が会員の個人情報を共同利用することに同意するものとします。
4. 個人情報は、適切な安全管理措置を講じた上で取り扱い、法令に基づく場合を除き、会員本人の同意なく第三者に開示・提供することはありません。
5. 会員は、自己の個人情報について、開示、訂正、削除、利用停止等を希望する場合、スクール所定の方法により申し出ることができます。

第 16 条（免責事項）

1. 会員の責任による事故についての損害賠償責任は、その会員が負うものとします。
2. スクール内での盗難、紛失、クラブ等の破損については、スクールに法律上の責任がある場合を除き、スクールは損害賠償責任を負いません。個人の貴重品・所持品の管理は会員各自の責任で行うものとします。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、スクールは、一切関与せず、責任を負いません。
4. 感染症、天災地変その他不可抗力による損害については、スクールは責任を負いません。

第 17 条（その他）

運営上必要な事項のうち本会則に定めていない事項については、スクールの細則をもって定めることができます。

なお、契約ロッカーを使用される会員は、別途「契約ロッカー（靴・クラブ）申込書」をスクールに提出し、「契約ロッカー（靴・クラブ）申込書」に定める規約に従うものとします。

この会則は、2025 年 12 月 1 日から適用いたします。